

日本健康心理学会認定健康心理士資格に関する重要なお知らせ

日本健康心理学会資格認定委員会・委員長 森 和代

2018年2月1日

日本健康心理学会では、健康心理学の立場から心身の健康問題に対処できる実践的な技能を持った人材の養成が必要と考え、1996年に「認定健康心理士」の資格認定制度を発足させました。これまでに認定を受けた多くの健康心理士が、医療、企業、学校教育、福祉、保健、行政、司法矯正などの多様な現場で、健康心理学の実践活動を行っています。

しかし発足以来約20年が経過した現在、社会状況やニーズの変化に適応すべく、昨年度から資格制度の見直しの検討をはじめました。その結果、2017年度から「健康心理士」の資格について、いくつかの変更を行うことになりました。これらの変更については、HPに掲載している「資格申請の手引き 2017年版」に反映されていますが、周知が不十分と思われましたので、周知を図ることと致しました。変更については、現行の資格の役割を考慮したとき、健康心理士資格は、健康心理学の基礎的知識を保有していることを学会として認定しているものの、健康心理学の専門家としては基礎段階にあり、研究に取り組む準備期間にあると考えたためです。そのため、健康心理士の認定者には、健康心理士会の活動を通して、健康心理学の実践や課題を深めていただきたいと判断した結果です。

変更点

1. 健康心理士の5年ごとの資格更新制度は廃止になりました。また健康心理士と認められる際の手続きは認定証の交付のみで、IDカードの発行がなくなりました。
2. 健康心理士には、健康心理学会員たる要件をなくしました。したがって、学会年会費の払い込み義務はなくなります。ただし、学会に入会されることを拒むものではなく、健康心理士として今後も研鑽を積むため、積極的に会員になっていただくことをお勧めしています。一方で、健康心理士資格が形骸化しないために、健康心理学会の関連団体である健康心理士会がサポートすることになりました。健康心理士会への問い合わせ先は jhpmember33@gmail.com です。
3. 以上の変更に伴い、現在有効期限内の健康心理士資格保有者および有効期限が切れた後猶予期間2年以内の方(具体的には2015年1月以降の有効期限の資格保有者)が、有効期限の修正を希望される場合は、日本健康心理学会本部事務局 (jahp@pac.ne.jp) にご連絡を頂ければ、有効期限なしの認定証を再交付致します。
4. 専門健康心理士、指導健康心理士の資格保有者については、これまで通り学会在籍ならびに5年ごとの資格更新が必要です。現在資格認定月日は、審査合格日程に合わせておりますが、更新の失念を避け、事務手続きの円滑化を図るために4月1日付に統一致します。したがって資格更新の申請をされる方は、経過措置として、審査合格後にこれまで有効期限であった年から5年経過した年の3月31日まで有効の認定証を交付致します(資格更新期間が5年以下になることはありません)。
5. 資格認定・更新受付期間を2019年度より10月から2月までに固定化する予定があります。